

穂高広域施設組合

一般廃棄物最終処分場整備基本構想 一般廃棄物最終処分場用地選定の概要

平成 19 年 6 月

穂 高 広 域 施 設 組 合

一般廃棄物最終処分場整備基本構想

はじめに

1. 自区内処理原則の確認

当組合は、独自の最終処分地施設を所有していません。これまで、組合の最終処分の委託先は組合圏域外に所在しており、結果的に組合管内から発生する一般廃棄物の処理処分を、他の地域に負担してもらっています。このことは、単に他地域に負担を依存しているというだけでなく、施設が目の前に無いところから来る、「ごみに対する住民の意識低下をもたらす結果ともなります。このような状況の中、本構想は、有識者や住民で構成する「穂高広域処理施設検討委員会」から受けた、

『自ら出したごみは、自ら処理処分する「自区内処理」の原則のもと、管内において最終処分地施設を確保し、将来にわたって適正に管理していく責任を果たすことが望ましい』

と判断する旨の提言に基づき、最終処分地施設のあり方について検討した結果をまとめたものです。

2. 基本方針

最終処分場整備の基本方針を次のように定めます。

- ① 基準に適合し、環境保全対策を行った施設
構造・維持管理基準に適合し、環境に影響を及ぼさない施設計画とする。
- ② 環境への配慮として適正なリスクに配慮した施設
地域の環境に配慮し、廃棄物の埋立管理及び維持管理を行う施設計画とする
- ③ 地域へのメリットとなる地域還元策に配慮した施設
跡地利用等地域へのメリットとなる地域還元策を考慮した施設計画とする。
- ④ 地域と情報を共有する施設
住民参加型で、積極的に情報を公開する地域に開かれた施設計画とする。
- ⑤ 経済性に配慮した施設
性能を十分に発揮し、経済性にも優れた施設計画とする。



3. 基本条件

施設の種 類：管理型一般廃棄物最終処分場
 （遮水機能を有し、浸出水を処理施設で処理する処分場）
 埋立期間：平成25年～平成39年（15年間）
 埋立対象物：焼却灰、不燃残渣、破碎不燃
 施設規模：15,400～52,500m³（処分量は中間処理方式により異なる）
 必要敷地面積：2ヘクタール以上（地域還元施設等の付帯設備を除く）

4. 最終処分場のシステム

現段階では建設予定地が決定していないこと、本地域は比較的降雨量が少ないことから、建設費や維持管理費において明確に優劣をつけることは困難な状況にあります。しかし、環境への負荷、維持管理性、跡地利用等を比較すると被覆型最終処分場が優れていると思われます。よって、最終処分場タイプは被覆型処分場で計画を行います。

本組合の最終処分場は、「被覆型処分場」で計画を行います。

項 目	オープン型	被覆型
外 観		

5. 最終処分場の運営管理

① 維持管理

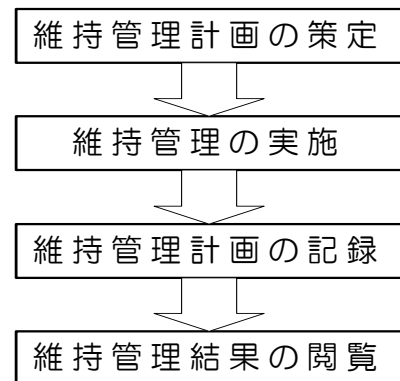
最終処分場の維持管理は、関係法令に基づき右図に示すような流れで実施します。また、維持管理結果の記録は生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧できるようにします。

② 搬入管理

事前検査、目視検査、展開検査により搬入管理を行います。

③ モニタリング

関係法令に従い地下水及び放流水のモニタリングを行います。



一般廃棄物最終処分場用地選定

1. 最終処分場用地選定作業部会

有識者や住民で構成する「最終処分場用地選定作業部会」を平成17年6月27日から平成17年11月30日の間に4回開催しました。しかし、組合構成町村の合併により、最終処分場用地選定作業部会は、平成17年12月に最終報告をまとめ任務を完了しました。

一般廃棄物最終処分場の用地選定については、この最終処分場用地選定作業部会の最終報告を尊重し、とりまとめるものとします。

2. 1次候補地の抽出

今後、候補地の選定を進めるに当たっては、住民参加型で選定を行うことを原則とし、地元住民に情報公開を行い、十分な協議を行いながら選定を行うこととします。

3. 負担の公平性のルール

「負担の公平性」を原則として候補地の選定を行う必要があります。負担の公平性のルール案として以下の事項を提案します。

- ① 計画収集人口の多い市町村から順に建設する。
- ② ごみ収集量の多い市町村から順に建設する。
- ③ 上記の条件により、今回建設する場所は、安曇野市内とする。
- ④ 今回建設する安曇野市内の地域は、整備後、最終処分場を一定期間（期間は地元協議によって決める）建設しない協定を結ぶ。
- ⑤ 次回以降建設する地区は、旧町村の12地区等を参考に対象として選ぶ。

今回建設する場所は安曇野市として検討しますが、次期処分場の候補地を市町村単位で選定を行った場合には、市町村間の人口割合やごみの収集量割合の差が大きいため、この点では公平性が保たれないこととなります。そのため、次期処分場は旧町村の12地区等を参考として慎重に選定することとします。ただし、次回建設するのは約15年先となるので、その時点での市町村合併等の市町村の動向を考慮して決定することとします。

4. 候補選定のまとめ

候補地選定は、負担の公平性のルールにより、今回建設する候補地は安曇野市から選定することとします。また、次期処分場候補地は、今回建設する地域以外の人口及びごみ収集量の多い地区から選定することとします。

- ☆ 今回建設する候補地は安曇野市内の地区から選定する。
- ☆ 今回建設する地区は最終処分場を一定期間（期間は地元協議によって決める）建設しない協定を結ぶ。
- ☆ 次期の候補地は、今回建設する地域以外の人口及びごみ収集量の多い地区から選定する。